

下水道に関する提言

下水道事業を効率的かつ効果的に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道の整備等の推進

(1) 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、汚水処理の早期概成を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。

また、下水道は大量のストックを有し、今後下水道管の損傷や接続不良による侵入水の流入等により施設の老朽化が進行することを踏まえ、引き続き、国の責任において、改築・更新等に係る十分な財政措置を講じること。

さらに、下水道台帳システムの整備に係る財政措置を講じること。

(2) 下水道をはじめとする汚水処理の事業運営に係る広域化・共同化計画策定に資するため、施設の集約化に伴う財産処分等の承認基準を緩和すること。

(3) 下水道事業経営の健全化を図るため、高資本費対策に係る地方財政措置を拡充すること。

(4) 市町村の合併の特例等に関する法律に基づき都市自治体に移管された流域下水道については、流域下水道に関する特例の経過措置を拡充するなど支援措置を講じること。

2. 末端管渠の整備については、社会資本整備総合交付金の対象とするなど財政措置を講じること。

3. 東日本大震災関係

被災地における下水道施設の改修・更新及び溢水対策等に係る十分な財政措置を講じること。